

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】令和4年1月6日(2022.1.6)

【公開番号】特開2021-28873(P2021-28873A)

【公開日】令和3年2月25日(2021.2.25)

【年通号数】公開・登録公報2021-010

【出願番号】特願2019-147192(P2019-147192)

【国際特許分類】

H 01 R 13/655 (2006.01)

H 01 R 13/58 (2006.01)

【F I】

H 01 R 13/655

H 01 R 13/58

【手続補正書】

【提出日】令和3年11月26日(2021.11.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ケーブルの端部にコネクタが接続されたケーブル付きコネクタであって、

電線と、シース部と、前記電線と前記シース部との間に介在された編組部材と、を有し、前記編組部材は導電性の線材が編まれてなり、前記編組部材には前記シース部の端末から露出した前記編組部材が前記シース部に向かって折り返されてなる折り返し部が設けられたケーブルと、

前記ケーブルの径方向について、前記折り返し部の内側であって、且つ前記シース部の外面に外嵌された金属製のスリーブと、

前記折り返し部の外面に圧着された状態で前記スリーブとの間で前記折り返し部を挟持するバレルを有する金属製のシールド部材と、

前記シールド部材に覆われたハウジングと、を備え、

前記バレルには、前記ケーブルの軸線方向について前記スリーブの後端部よりも後方の位置に、前記ケーブルの径方向の内方に突出するバレル側突部が形成されており、

前記スリーブの後端部には、前記ケーブルの径方向の外方に突出するスリーブ側突部が形成されているケーブル付きコネクタ。

【請求項2】

前記スリーブの後端縁の内面には、後方に向かうに従って拡径するテープ面が形成されている請求項1に記載のケーブル付きコネクタ。

【請求項3】

前記バレル側突部のうち前記ケーブルの径方向内方に突出した突出端縁には、前記バレルが前記折り返し部の外面に圧着された状態で、前記バレル側突部のうち前記ケーブルの径方向の内縁部を逃がす逃がし部が、前記ケーブルの径方向外方に凹状に形成されている請求項1または請求項2に記載のケーブル付きコネクタ。

【請求項4】

前記バレルには、前記ケーブルの周方向に間隔を空けて複数の前記バレル側突部が設けられている請求項1から請求項3のいずれか1項に記載のケーブル付きコネクタ。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本開示は、ケーブルの端部にコネクタが接続されたケーブル付きコネクタであって、電線と、シース部と、前記電線と前記シース部との間に介在された編組部材と、を有し、前記編組部材は導電性の線材が編まれてなり、前記編組部材には前記シース部の端末から露出した前記編組部材が前記シース部に向かって折り返されてなる折り返し部が設けられたケーブルと、前記ケーブルの径方向について、前記折り返し部の内側であって、且つ前記シース部の外面に外嵌された金属製のスリーブと、前記折り返し部の外面に圧着された状態で前記スリーブとの間で前記折り返し部を挟持するバレルを有する金属製のシールド部材と、前記シールド部材に覆われたハウジングと、を備え、前記バレルには、前記ケーブルの軸線方向について前記スリーブの後端部よりも後方の位置に、前記ケーブルの径方向の内方に突出するバレル側突部が形成されており、前記スリーブの後端部には、前記ケーブルの径方向の外方に突出するスリーブ側突部が形成されている。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

(1) 本開示は、ケーブルの端部にコネクタが接続されたケーブル付きコネクタであって、電線と、シース部と、前記電線と前記シース部との間に介在された編組部材と、を有し、前記編組部材は導電性の線材が編まれてなり、前記編組部材には前記シース部の端末から露出した前記編組部材が前記シース部に向かって折り返されてなる折り返し部が設けられたケーブルと、前記ケーブルの径方向について、前記折り返し部の内側であって、且つ前記シース部の外面に外嵌された金属製のスリーブと、前記折り返し部の外面に圧着された状態で前記スリーブとの間で前記折り返し部を挟持するバレルを有する金属製のシールド部材と、前記シールド部材に覆われたハウジングと、を備え、前記バレルには、前記ケーブルの軸線方向について前記スリーブの後端部よりも後方の位置に、前記ケーブルの径方向の内方に突出するバレル側突部が形成されており、前記スリーブの後端部には、前記ケーブルの径方向の外方に突出するスリーブ側突部が形成されている。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0024

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0024】

図1に示されるように、ケーブル10の前端部（ケーブル10の軸線方向の前端部）のシース部15は、皮むきされている。これにより、シース部15の端末からは、電線13と、編組部材14と、が露出している。シース部15の端末から露出した編組部材14は、シース部15の端末側に折り返された折り返し部18を有する。換言すると、折り返し部18は、シース部15の前端部から軸線方向の前方に露出した編組部材14が、軸線方向の後方に折り返された形状となっている。なお、本実施形態では、ケーブル10の軸線方向を、前後方向に平行な方向として説明する。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0026

【補正方法】変更

**【補正の内容】****【0026】****[スリープ19]**

図1に示されるように、スリープ19は金属製であって、円筒状に形成されている。スリープ19を構成する金属は、銅、銅合金、アルミニウム、アルミニウム合金等、必要に応じて任意の金属を適宜に選択できる。本実施形態においては銅又は銅合金が用いられている。

**【手続補正6】****【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0052****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0052】****[実施形態の作用、効果]**

続いて、本実施形態の作用、効果について説明する。本実施形態は、ケーブル10の端部にコネクタ11が接続されたケーブル付きコネクタ12であって、電線13と、シース部15と、電線13とシース部15との間に介在された編組部材14と、を有し、編組部材14は導電性の線材が編まれてなり、編組部材14にはシース部15の端末から露出した編組部材14がシース部15に向かって折り返されてなる折り返し部18が設けられたケーブル10と、ケーブル10の径方向について、折り返し部18の内側であって、且つシース部15の外面に外嵌された金属製のスリープ19と、折り返し部18の外面に圧着された状態でスリープ19との間で折り返し部18を挟持するバレル30を有する金属製のシールド部材40と、シールド部材40に覆われたハウジング41と、を備え、バレル30には、ケーブル10の軸線方向についてスリープ19の後端部よりも後方の位置に、ケーブル10の径方向の内方に突出するバレル側突部32が形成されており、スリープ19の後端部には、ケーブル10の径方向の外方に突出するスリープ側突部20が形成されている。